

公益社団法人 福島県ビルメンテナанс協会

令和 6 年 9 月 9 日

令和 7 年度 県予算編成に対する要望事項

令和7年度 県予算編成に対する要望事項

団体名 公益社団法人福島県ビルメンテナント協会

番号	新・継 続	項目 目 福島県所有の建築物の維持管 理について	要 望 理 由	所要経費	関係部課等
	継続		<p>ビル管理委託業務は、一般競争入札による落札価格の低下に加え、毎年の最低賃金の引き上げ、国際情勢の緊張に伴う円安による燃料等の資機材の高騰や人材不足などにより、厳しい経営環境にあります。</p> <p>また、県有施設の維持管理の重要性が高まっているにもかかわらず、一般競争入札による価格重視の状況が続けば、ビル管理業務の品質低下をきたすことが懸念されます。</p> <p>ビルメンテナンス業に關しては、昨年来、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用ガイドラインの改正」、「最低賃金の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について」、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など文書等が相次ぎ発出され、これらに基づき、当協会は努力を続けておりますが、なかなか効果は上がっていないのが現状であります。</p> <p>つきましては、下記事項につきまして、更なる検討と見直しを行って頂けますよう要望いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総務部 ・施設管理課 ○保健福祉部 ・食品生活衛生 課 ○教育庁 ○公立大学法 人福島県立医 科大学 ○公立大学法 人会津大学 	

記

- 1 適切な予算の計上と適正な予定価格の設定
庁舎・公共施設等の維持管理であるビルメンテナンス業務に係る契約の履行確保を図る観点から、適切な予算計上を行

番号	新・継 項目	要 望 理 由	所要経費	関係部課等
	福島県所有の建築物の維持管理について	<p>うとともに、最低賃金の年度途中の引上げも見込んだ適正な予定価格を設定すること。</p> <p>2 契約に賃金水準等変動による契約金額変更協議条項等の追加</p> <p>賃金水準（最低賃金）や物価水準の変動により契約金額の変更申請があつた場合については、変更の可否を迅速・適切に協議を行う旨の条項を予め契約に入れること。</p> <p>また、年度途中での最低賃金額の改定に備えて、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は、適切な価格での見直しを行う旨の条項を予め入れること。</p> <p>3 入札参加要件の厳格な審査体制の整備</p> <p>入札参加要件（事業者の技術力、社会保険等の適用状況、最低賃金の遵守状況、県内に本店又は事業所がある等）を、厳格に審査できる体制の整備。</p> <p>4 業務履行の確認</p> <p>契約内容が適切に履行され、委託業務の品質が確保されるよう、業務履行報告書の確認、業務実施状況の確認等所要の措置を講じる。</p>		

番号	新・継 項目	要 望 理 由	所要経費	関係部課等
	福島県所有の建築物の維持管理について	<p>5 最低制限価格制度の導入・活用 入札時（県・市町村）、最低制限価格を導入・活用いただき、その際、ビルメンテナンス業務は、人件費割合も高いことから、最低制限価格は、90%以上でお願いしたい。</p> <p>6 地元業者の積極的な活用</p> <p>7 入札要件への正会員の追加等 一部の県有建築物について、一般競争入札の場合、入札の要件に（公社）福島県ビルメンテナンス協会正会員であることを加えるとともに、指名競争入札の場合は、協会正会員を指名。</p> <p>8 インスペクター制度の積極的な活用 県有建築物の適正な維持管理のため、（公社）全国ビルメンテナンス協会が認定する、「建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）」制度の積極的な活用。</p>		